

大阪広域環境施設組合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、次の金融機関を指定金融機関に指定したので、地方自治法施行令第168条第8項の規定に基づき告示する。

令和5年4月3日

大阪広域環境施設組合 管理者 松井 一郎

記

指定金融機関名	取扱店舗	指定金融機関の事務の範囲	指定日
株式会社三井住友銀行	大阪公務部	公金の出納の事務	令和5年4月1日